



# しぶや青色

令和5年 5月号 第611号 一般社団法人渋谷青色申告会事務局発行

〒150-0041

東京都渋谷区神南 1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428aoiro.jp/>

## << 新年度営業時間等のお知らせ >>

### ● 4月～8月の営業時間 ●

4月3日（月）～8月31日（木）の期間は予約制です。

記帳相談、期限後確定申告等でのご利用は予約してお越してください。

但し、源泉所得税や各種共済保険関係の方は予約なしでご利用いただけます。

また、源泉所得税納期の特例による源泉所得税の納期限は7月10日（月）となります。

\*\*\*\*\*

～ 挑戦してみよう！はじめてのパソコン会計 ～

### ● 会計ソフトで楽々複式簿記 弥生会計パソコン教室 ●

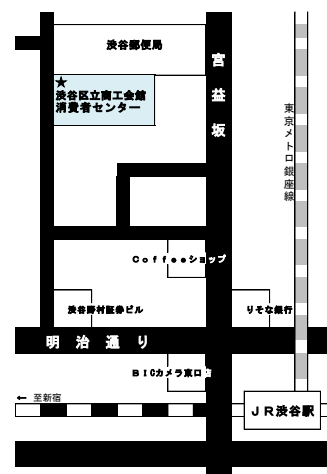
これから会計ソフトを使いはじめようとお考えの方向けの教室です。

弥生会計ソフトを使って、初期設定から日々の入力の方まで、

講義形式で分かりやすくご説明いたします。

★ パソコンでの簡単な文字入力・マウス操作ができる方が対象となります

日時	6月27日（火）・6月28日（水） 午前の部（一般編） 9:30～12:30 午後の部（不動産編） 1:30～ 4:30
会場	渋谷区立商工会館 6階 クラブ室 渋谷区渋谷 1-12-5
定員	午前・午後の部 各4名
費用	無料
申込	事務局までお電話どうぞ (TEL 3463-7043)



★お申込み、お問合せは事務局まで TEL : 03 (3463) 7043 URL : <http://www.428aoiro.jp/>

## ● 渋谷税務署からのお知らせ ●

渋谷税務署では、令和5年5月以降、消費税免税事業者に対し、適格請求書発行事業者の登録要否についての個別相談会を実施します。毎週火曜日の午後から1事業者1時間程度の相談時間を取って行う予定です。詳細につきましては、下記ご案内をご覧ください。免税事業者の方でインボイスの登録について迷っている方は個々の事業内容に応じた相談ができますので、この機会にご来署されてはいかがでしょうか。(課税事業者の方も予約可)

### 登録要否相談会の御案内

適格請求書（インボイス）を発行できる「適格請求書発行事業者」となるためには、登録申請を行う必要があります。

#### 1 相談会の内容・日程

インボイス制度の一般的な内容だけでなく、個々の事業内容に応じた登録要否をご相談いただけます。

開催日	開催時間	開催場所
令和5年5月9日(火)	① 13時00分～	渋谷税務署 3階 渋谷区宇田川町1-10 渋谷地方合同庁舎
令和5年5月16日(火)	② 14時00分～	
	③ 15時00分～	
令和5年5月23日(火)	④ 16時00分～	
令和5年5月30日(火)	※ 前日の午前中までにお電話でご予約願います。	

※6月以降についても、毎週火曜日の午後実施する予定です。

#### 2 申込先【事前予約制】

渋谷税務署 ☎03-3463-9181(代表)  
個人課税第一部門 (内線 2112) (個人事業主の方)  
法人課税第二部門 (内線 5024) (法人の取引先の方等)

#### 3 相談会の参加に当たって

- 事前予約制とさせていただきますので、上記連絡先まで申込みをお願いします。定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお架けいただいた後、自動音声案内にしたがって「2」を選択してください。
- ご来場には、公共交通機関をご利用ください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、  
国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「消費税の軽減税率制度・  
適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)」を御覧ください。

下のコードからサイトへ



## ● 事務局からのお知らせ ●

### 労働保険に加入していますか？

労働保険とは労災保険と雇用保険（失業保険）を総称したものです。労働者（専従者を除く）を一人でも使用している事業主さんは一部の事業を除き、労働保険に加入しなければなりません。

- 令和5年4月から、保険料率に変更になります。
- 令和4年10月から、労働者負担・事業主負担の保険料率に変更になっています。

#### ◇労災保険

業務中、業務が原因で起きた「負傷」「疾病」「障害」「死亡」または、通勤で災害を受けたとき必要な給付が受けられます。

#### ◇雇用保険

被保険者の方が、定年、倒産、自己都合等により離職し、失業中の生活を心配しないで、新しい仕事を探し、1日も早く再就職していただくために支給されるものです。

事業主さんや家族従事者なども労災保険に加入することができます。（特別加入制度）  
労働保険の申告、納付等の事務を事業主さんに代わって手続きしますので事務処理の負担が軽減されます。  
労働保険料の額にかかわらず3回に分割納付できます。

#### 《労働保険計算例》

事業内容 飲食業／従業員数1名 支払い賃金総額400万円（交通費・賞与含む）

労災保険	400万円×3/1000=1万2千円 事業の種類により2.5/1000から88/1000までに分かります。
雇用保険	●令和5年4月1日～翌年3月31日 400万円×15.5/1000=6万2千円 雇用保険は事業主と従業員の折半になります。 事業の種類により15.5/1000から18.5/1000までに分かります。
一般拠出金	400万円×0.02/1000=80円

合計 74,080円

上記の労働保険料の他に、少ない事務手数料で青色申告会がお手伝いをいたします。

※労働保険に関するお問い合わせは、事務局 八木まで

## ● 6月の当会会員税理士による税務相談会

日時	6月21日（水）午前10時～午後4時
場所	（一社）渋谷青色申告会館
費用	無料（お一人様約1時間を予定）
予約制	6月1日（木）より電話予約開始



## ●都税からのお知らせ

### 5月は自動車税種別割の納期です

令和5年度の自動車税（種別割）納税通知書は、5月1日（月）に発送します。  
5月31日（水）までにお納めください。

＜ご利用になれる納税方法＞

※ご利用の前に、主税局ホームページや納税通知書に同封する案内チラシにて注意事項をご確認ください。

### 都税の納付はキャッシュレスがおすすめ！！



※地方税統一QRコード（eL-QR）のある納付書については、スマートフォン決済アプリでeL-QRを読み取ることで納付できます。  
詳細は主税局HPをご覧ください。



他にも金融機関の窓口・ATM またはコンビニエンスストアでも納付いただけます。

#### ～車検時に納税証明書の提示を省略できます～

車検を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所等にて自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことができます。

（ただし、納付後、運輸支局等で納税確認ができるまで、最大10日程度かかります。）

車検が近い等お急ぎの場合は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付の上、納税通知書右端の納税証明書をご利用ください。

納税の猶予に関するご相談は、所管の都税事務所・支庁までご連絡ください。

【お問合せ先】

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066（平日9時～17時）

主税局HP  
都税の支払い方法



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

## ●青色共済からのお知らせ

本年の青色ドック受診希望の方は、事務局までお問い合わせください。

実施会場： 東京青色申告会館（千代田区九段南4-8-36）

実施予定日： 7月11日（火）、8月18日（金）、9月6日（水）、10月5日（木）、  
11月17日（金）、11月27日（月）

申し込み： 渋谷青色申告会事務局までお電話ください。

先着順となりますのでお早めにお申し込みください。

<03-3463-7043>